

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年6月17日（第8日目）

議 長（高橋拓生君）

皆さんおはようございます。

ただいまから、令和2年平泉町議会定例会6月会議8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長から諸般の報告を行います。

本定例会6月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり、受理したので報告いたします。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についての請願を議題といたします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

4番、総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、氷室裕史。

請願審査報告。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号1号。

付託年月日、令和2年6月10日。

件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択についての請願。

審査の結果は、採択すべきものとなりましたので、報告いたします。

議長（高橋拓生君）

以上で総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第2、議案第29号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

大変申し訳ありませんが、資料を下に置いてまいりましたので。

議長（高橋拓生君）

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時03分

再開 午前10時08分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

大変申し訳ありませんでした。資料があったのですけれども勘違いしまして、下のほうに戻って再度同じ資料を持ってきてしまいました。すみません。

それでは、議案第29号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

議案書第5ページをお開きください。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図るものです。

お手元に配付されております平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての新旧対照表により説明させていただきます。

1ページをお開きください。

第6条第2項及び第3項の保育所等との連携についてですが、現行では、満3歳未満児への保育を提供する地域型保育事業者等は認定子ども園及び保育所、幼稚園の教育・保育施設より比較的小規模であることを踏まえ、集団保育の提供などの保育内容の支援、職員の病気に対する代替え保育……

議 長（高橋拓生君）

千葉課長、大変そうですので、暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

---

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

千葉町民福祉課長、お願いいたします。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

3歳児から5歳児の卒園後の受け皿の確保の連携を認定子ども園、幼稚園又は保育所から確保しなければいけませんでした。法律の改正により要件が緩和され、代替え保育の提供元として、

家庭的保育事業者等及び連携協力を行う者との間で役割の分担や責任の所在が明確な場合、連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が出ない場合の要件を全て満たすと認めるときは、小規模保育事業者A型、小規模保育事業者B型、事業所内保育事業者、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者につきましては、代替え保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができるとされたものです。

第37条第1項4号の、居宅訪問型保育事業についてですが、現行では母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合、保育の必要の程度及び家庭状況を勘案し、必要性が高い場合、保育の提供を受けることができましたが、法律の改正により、疾病、疲労その他の身体上、精神もしくは環境上の理由により、乳幼児を養育することが困難な保護者も対象として加

えられ、対象範囲が拡大されたものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の説明を終わります。

これから質疑を行います。

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

ただいまの平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは子ども・子育て支援新制度の設置に伴って、平成26年に整備された条例と了解しております。

この内容につきまして、もう少し詳しくといいますか、この従来の教育・保育施設を対象とする施設型給付委託という形に加えて、こういう地域型保育というところが追加されたものと思っておりますけれども、この中身について、当町においては対象となる施設は今現在のところあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

平泉町におきましては、家庭的保育事業所等につきましては、今現在、設置されておられません。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

この制度は、待機児童の解消を目的としているいろいろ緩和された制度というふうに解釈しているのですが、近年、他市町村におきまして、この施設が設置されているところが多くなっているというふうに思っております。平泉において、そういうところを利用したいというような利用者、そのところについて把握をされたりしているのかどうか、その情報とかそういうところについて、現在、その間にですね、そこを利用している親がいるのかどうか、そこについてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

当町においてそういった家庭的保育所を利用する人については把握しているかという質問でございますが、当町におきましては、改めてそういった方の入所したいということについては把握はしてございませんが、保育所の待機児童になった方につきまして、そちらのほうに行きたいと、小規模のほうに行きたいという方があれば、そちらのほうに、一関市さん等、申請してそちらの

ほうに入所してもらっている状況がありますので、把握はしておりませんが、利用はさせてもらっているという状況でございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

この制度について、もちろん役場に問い合わせたところを紹介するといったことがあるとは思いますが、なかなか選ぶといいますか、選択肢の中にそういうところが情報としてなかなか入ってこないということもあるのではないかと思います。そういうところの周知がやっぱり必要なのではないかと思います。その辺はどういうふうにお考えかということと、それから、今まで子ども・子育て支援事業計画、これは令和元年度までということで、また新たに事業計画を今作成をしているというふうには伺っておりますけれども、その中で考えていくというような予定はないのか、2点についてお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

周知の考え方についてですが、特に保護者の方、利用者の方々については、こういった小規模事業、家庭的な保育事業所がありますよということは、特段に周知はしてございませんが、やはり利用者の方が利用しやすい、選びやすい、利用者の方によっては小規模な保育所のほうがよろしいという方もございますので、選択肢を持たせる意味では、そういった何らかの周知を考えてみたいと思います。

あと、その事業計画の中には、その部分については特には記載はしてございませんが、ただ、今後保育所に入所する方々、児童の人数を把握しながら、今の保育所では受けられない、受け切れないという状況であれば、そういった小規模事業のほうに移行する、入所してもらおうようなことについては、記述はないですけれども、そういった内容のことを説明はしてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第3、議案第30号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第30号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

議案書6ページをお開きください。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の改正などを受けて行うものであり、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものです。

先ほど議案第29号で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正され、家庭的保育事業等を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携の要件が緩和されたことについてご説明いたしました。この基準を前提としている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準も改正され、同じように連携要件が緩和されております。また、食事の提供に要する費用の徴収に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことにより、所要の整備を図るものです。

お手元に配付されております平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

第2条についてですが、子ども・子育て支援法の改正により、子育てのための施設等利用給付が創設され、これまでであった子どものための教育・保育給付と同様の給付手続が設けられました。これに伴い、新たに創設された子育てのための施設等利用給付に関わるものとの区別のため、用語の定義のうち、子どものための教育・保育給付に関わる用語を、教育・保育給付認定、教育・保育給付認定保護者、教育・保育給付認定子どもにそれぞれ改めるものです。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる児童を明確に区分するため、特定満3歳以上保育認定子どもなど、新たな用語が追加されたことにより、用語の改正等を行うものです。

2ページ裏をお開きください。

第3条についてですが、子ども・子育て支援の内容及び水準について、新たに子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を加えたものです。

第5条についてですが、第13条において幼児教育・保育の無償化による利用者負担の対象者や

副食費の提供に要する費用の取扱いを検討することから、利用者負担の用語を改めようとするものであります。

第6条から3ページ裏の第7条につきましては、用語の改正を行うものです。

第8条は、受給資格の確認についての規定であります。支給認定証による確認のほか、新たに認定追加により確認する方法を規定するものです。

第9条から、4ページの第11条につきましては、用語の改正を行うものです。

第13条につきましては、利用者負担額等の受領についての規定であります。幼児教育・保育の無償化に伴う利用者負担額の改正に伴い、用語の整理を行うとともに、副食費の提供に要する費用の取扱いの変更が市町村民税所得割に応じた副食費の免除対象の規定及び第3子以降の副食費の免除の規定を設けたものです。

5ページの第14条から7ページの第34条までは、用語の改正を行うものです。

このうち、5ページ裏の第20条については、第5条と同様に利用者負担の用語を改めるものです。

7ページをお開きください。

第35条及び7ページ裏の第36条では、用語の改正のほか、今回の改正に伴い、読替規定により整理するものです。

8ページをお開きください。

第37条は、特定地域型保育事業の利用定員について規定するものであります。ここで規定している小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型が、今回の改正で第42条第3項第1号として新たに規定された特定教育・保育施設等と連携協力を行う者と同じであることから、文言を整理するものであります。

第38条から、9ページの第41条までは、用語の改正を行うものです。

9ページから10ページ裏の第42条では、第1項において特定地域型保育事業者は連携施設を確保しなければならないこと、ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町が認める場合には、その規定を適用しないこととしております。

今回の改正では、そのような場合に新設された第2項から第5項において、特定地域型保育事業者は連携協力を行う者を適切に確保しなければならないことを規定するものです。

第8項では、保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、満3歳以上の児童に対する事業所内保育事業を行う者であって町長が適当と認める者、特例保育所型事業所内保育事業者については、連携施設の確保をしないことができることを新たに規定するものでございます。

第43条から、11ページ裏の第49条までは用語の改正を行うものです。

第50条から、13ページ裏の附則第2条までは、用語の改正のほか、今回の改正法に伴う読替規定について整理するものであります。

附則第3条は、利用者負担額の経過措置について規定するものであります。利用者負担額がゼロとなることから、削除するものであります。

14ページをお開きください。

附則第5条についてですが、第5条において規定している経過措置として、連携施設を確保しないことができる期間を5年から10年に改めるものであります。

なお、この条例は法の施行の日から施行し、令和元年10月1日から適用するものでございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が適用されておりますが、市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後1年間は府令で定めた内容を条例で定めるとみなす経過措置が設けられておりますから、このたびの条例の改正の提案とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

ただいまの説明の中にありましたように、こういう平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ということで、地域型保育事業においても代替保育ということで、今ある保育所、そういったところも連携して代替保育ということが可能だということの、今回こういう緩和という形になったというふうに解釈してよろしいでしょうか。そうすると、いつでも平泉町においても、そういった小規模保育的などところは、こういう改正によっていつでも可能だということによろしいですか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今回の条例改正につきましては、地域型保育事業所につきましては、今まで幼稚園、あとは認定こども園等について、地域型保育所につきましてはゼロ歳から2歳まででございましたので、その後の受皿として先ほど申しました認定幼稚園と、あとは保育所、幼稚園と連携を図りなさいよということでしたが、今回はそれが緩和されまして、それと同様の、例えば小規模事業型AとかBの方々とも連携を図れるという改定に合わせた条例改正でございますので、平泉町においても同様に、そういった小規模事業A型、B型、C型とか、そういった保育所が設置になれば、そういった形でお互いに連携をしながらそういった事業を進めていくということができるということでございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

保育料の無償化に伴う副食費の負担についてということで、これは昨年10月から副食費も年収360万円以下と、それから所得層にかかわらず第3子以降の子供に減免されている、無償化とな



っているということによろしいですね。

それで、現在、何名ぐらいの減免を受けている子供たちがいるのかということをお知らせください。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

現在、1号認定、幼稚園ですけれども、2号認定の子供、これは3歳以上の保育所に通っている児童ですけれども、その1号、2号認定の子供が159人おりますが、そのうち免除対象者は78名となっております。免除対象率は49%という形になってございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第4、議案第31号、平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第31号、平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書11ページをお開きください。

今回の改正は、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、平泉町において行う事務に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の支給

に係る申請書の受付を追加するため、所要の整備を図るものでございます。

お手元に配付されております平泉町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、15ページをお開きください。

第2条の町において行う事務についてですが、第2条中、第8号を9号とし、第7号の次に8号の「広域連合条例第4条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」についての規定を加えるものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより、療養し労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている者に対して、一定の期間に限り傷病手当を支給するため、岩手県後期高齢者医療広域連合で条例改正を行っており、後期高齢者医療制度の被保険者に傷病手当を支給するためには、町で申請書を受け付けられるよう、町の後期高齢者医療に関する条例を改正する必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第5、議案第32号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第32号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。  
議案書第12ページをお開き願います。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている者に対して、一定の期間に限り傷病手当金を支給するため、所要の整備を図るものでございます。

お手元に配付されております平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、16ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金についてでございます。

第3項についてですが、給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱の症状があり感染が疑われたときに限り、療養のため労務に服することができないときは、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間について、傷病手当を支給することを規定しております。

第4項についてですが、傷病手当の金額は、1日につき、直近の継続した3か月の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当金額とします。ただし、健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えたときは、その金額とすると規定しております。

第5項についてですが、傷病手当金の支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする規定しております。

第6項についてですが、16ページ裏をお開きください。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱の症状があり感染が疑われる場合において、給与等の全部または一部を受け取ることができる者に対しては、これを受け取ることができる期間は傷病手当を支給しない、ただし、その受け取ることができる給与等の額が第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給すると規定しております。

第7項についてですが、前項に規定する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱の症状があり感染が疑われる場合において、その受け取ることができるはずであった給与等の全部または一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当の金額、その一部を受けることができなかった場合において、その受けた額が傷病手当金の額より少ないときは、その額と傷病手当金との差額を支給する、ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除すると規定しております。

第8項についてですが、前項の規定により町から支給した金額は、当該被保険者を使用する事業主から徴収すると規定しております。

この条例は公布の日から施行し、改正後の平泉町国民健康保険条例附則第3項から8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用します。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第6、議案第33号、町道祇園線小金沢橋取付道路工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書13ページをお開きください。

議案第33号、町道祇園線小金沢橋取付道路工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

参考資料の17ページ、議案第33号参考資料をお開きください。

町道祇園線小金沢橋取付道路工事の場所を示しているものでございます。現在の小金沢橋から90メートルほど上流に架け替えられている小金沢橋への取付道路部を整備しようとするものです。

町道祇園線としての延長は図面右側の左岸側が107.5メートル、図面左側の右岸側が88.8メートルの合計196.3メートルの区間を、全幅員11メートルで車道幅員6.0メートル、片側歩道2.5メートルに整備しようとするものです。また、図面右側の左岸側、小金沢川沿いにある町道小金沢線の取付道路部153.9メートルについても、全幅員7メートルで今回工事により整備しようとするものでございます。町道祇園線と町道小金沢線は、橋梁付近で平面交差するものです。

当該工事については、町施工の町道祇園線道路改良と、国施工の北上川上流改修、一関遊水地

事業により計画があることから、それぞれが費用を負担し、町が工事を施工するものです。昭和43年8月3日付、都市局長、河川局長、道路局長により発せられた「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」の通達に費用負担の考え方が示されており、その考え方に沿って負担額を算定しております。おおむね町が78%、国が22%となります。契約金額7,827万1,600円のうち、町の負担額は6,095万1,550円、国の負担が1,732万50円となります。

なお、工期は議決の日から令和3年1月29日です。

本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円以上の契約を締結することから、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第7、議案第34号、平泉スマートインターチェンジ駐車場整備工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

議案書14ページをお開きください。

議案第34号、平泉スマートインターチェンジ駐車場整備工事（その2）の請負契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

参考資料の18ページ、議案第34号参考資料をお開きください。

町道祇園線とインターチェンジに囲まれた部分に駐車場を整備しようとするものでございます。駐車場の入口は、町道祇園線の渋滞を避けるため、駐車場の中央を南北に縦断している町道佐野原祇園線に設置する計画です。

駐車場面積は、町道佐野原祇園線の西側、高速道路寄りのほうまで1万6,390平方メートル、東側が1万5,500平方メートル、合わせて3万1,890平方メートルを整備しようとするものでございます。

駐車台数につきましては、スマートインター設置による渋滞対策のため、岩手県公安委員会との協議結果により、普通乗用車で1,100台の計画としております。

なお、工期は議決の日から令和3年2月26日です。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円以上の契約を締結することから、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

インターに関する駐車場だったり道路だったりするわけですが、お聞きをしたいのは、指名競争入札だったり、様々な入札方法があると思うのですが、何社来たのかということと、町内にはA級が1社しかありませんので、状況をお知らせいただきたい。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

スマートインターチェンジ駐車場整備工事（その2）につきましては、入札参加者が5者でございます。町内とあと隣接の市、一関市にある会社ということでございます。ちなみに、請負率は98.41%ということでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第8、議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

(「マイクが入っていない。」の声あり)

議長(高橋拓生君)

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

---

議長(高橋拓生君)

再開いたします。

菅原総務課長。

総務課長(菅原幹成君)

議案書15ページをお開きください。

議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の提案は、平泉町消防団第3分団に配備しております、平成4年3月に購入し28年が経過した消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、新たに新車の消防ポンプ自動車1台を購入し、町の消防防災力の強化を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料19ページをお開きください。

議案第35号の参考資料により説明をいたします。

まず、21ページ裏の第2の仕様でございます。

1の材料の規格につきましては、(1)材料及び部品は全て新規製品を使用すること。(2)保護枠、計器板、蝶番、手すり、握り棒等はその他金属露出部分及び外部に取り付けるボルト、ナット類は全てステンレス製または良質なメッキを施したものを使用すること。(3)コーキング及びシーリング類は、経年劣化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること。(4)その他の材料は次によること。①プラスチック類は、難燃性のものを使用すること。②ゴム製品及

び合成樹脂製品は耐油性のものを使用すること。

2のシャシーです。これは車の基本構成部分ですけれども、（1）シャシー及びエンジンは寒冷地仕様の最新のものとし、登録された車重量の状態ですべて耐え得るものであること。（2）シャシーはダブルキャブ型の消防専用シャシーで、令和2年に製造されたものとし、本仕様書において指定したもの以外の装備品についてはシャシーメーカーが公表した標準品が装備されていること。（3）車両主要諸元につきましては、①エンジン、水冷4サイクルディーゼルエンジン（消防用）、②総排気量2,800cc以上、③エンジン出力110馬力以上、④トランスミッションはマニュアル、⑤駆動方式は4輪駆動（低床型）、⑥ステアリング、これはパワーステアリングです。⑦乗車定員6名、⑧ホイールベース2,000ミリ以上3,000ミリ未満でございます。

3の車両の主な装備品につきましては、（1）エンジン回転計、（2）後方警報機（点滅時消音式）、（3）ABS装置、（4）ヘッドライト、フォグランプ、（5）サンバイザー、運転席、助手席ともです。それからサイドバイザー。（6）ナンバーフレーム、（7）フロアマット、（8）寒冷地仕様、その他メーカー標準装備品となります。

22ページの完成車の寸法及び重量につきましては、全長が5,550ミリ以下、全高2,450ミリ以下、全幅1,900ミリ以下、車両総重量5,000キロ未満でございます。

なお、上記寸法が屯所内に格納できるようポンプ車を格納する屯所において実測し、格納できない場合は、格納できる寸法とすること。特にも、格納時における車両上部と屯所天井部、車両下部と屯所侵入スロープが接触しないように考慮することとしております。

5のキャブ構造、6、ポンプ車の構造、それから、22ページ裏の7、ポンプ装置関係、23ページの8の真空ポンプ、それから9、安全機能装置付ポンプ操作装置、それから23ページ裏、10、給水口、11、放水口、12、中継吸口につきましては、記載のとおりでございます。13の取付品及び取付装置につきましては記載のとおりでございますが、25ページから25ページ裏の記載の別表1及び別表2のとおりのもので同等以上の性能を有するものに変更可能とし、その際には事前に資料を提出し、当町の承認を得るものとしております。

次に、24ページの14、無線機、受令機関係、15、赤色警光灯等電装品関係につきましては記載のとおりでございます。

次に、第3、塗装、ステッカー等でございますが、1、塗装要領につきましては記載のとおりでございますが、24ページ裏の（8）では、納入後、通常の使用で3年以内に変色、剥離、浮き上がり、割れ等の損傷が生じた場合の契約業者の責任において全面剥離のうえ再塗装することを課しております。

2、塗色、3、文字等の記入につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

11番、升沢博子議員。



11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

現在の消防車両の保有台数と、今後老朽化、順次、していくと思うのですけれども、そういう更新を予定している時期といたしますか、そういった車両について伺います。そしてその更新計画というものがあるのかどうかについて伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

現在、9分団あるわけですが、全部で14台のポンプ自動車が配備されております。今回は第3分団の自動ポンプ車で、平成4年購入ですので28年経過しているということで、次は第7分団がやはり平成5年に購入しているものがあります。いずれそれぞれ、自動車歴の一覧、こちらで管理してございますので、この更新時期に沿った形で基本的には順次開発計画のほうにも入れながら更新していくというふうなことになってございます。

車両の耐用年数等につきましては、消防自動車は基本は5年というふうになっておりますけれども、走行距離とかそういった車両の状況、そういったものを加味しながら、計画的な更新をしていくこととしております。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

---

議長（高橋拓生君）

日程第9、議案第36号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。  
本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

それでは、議案書16ページをお開きください。

議案第36号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、16ページの裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

10款地方交付税、1項地方交付税72万2,000円。これは特別交付税の増額でございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金72万1,000円の増額でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金8,249万8,000円の増。これには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,236万5,000円の増額が含まれております。

15款県支出金63万5,000円の増、2項県補助金75万7,000円の増、3項委託費12万2,000円の減額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金3,094万円の減。これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

20款諸収入、5項雑入36万円の増。

歳入合計補正額5,399万6,000円の増額でございます。

次に、議案書17ページ、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費13万6,000円の増額でございます。

2款総務費436万3,000円の増、1項総務管理費761万4,000円の増。これには職員給料509万3,000円の増額、新型コロナウイルス感染症対策事業に関わる消耗品324万8,000円の増、地域活力推進費の農業費及び土木費への組替えに伴う500万円の減額が含まれております。2項徴税費401万2,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費78万8,000円の増、5項統計調査費4万9,000円の減、6項監査委員費2万2,000円の増。

3款民生費606万2,000円の増、1項社会福祉費119万8,000円の増。これには老人保護措置費委託料253万1,000円の増額が含まれております。2項児童福祉費486万4,000円の増。これには職員給料245万7,000円の増額が含まれております。

4款衛生費、1項保健衛生費130万3,000円の減。これには職員給料514万3,000円の減、再任用職員給料237万1,000円の増、新型コロナウイルス感染症対策事業に関わる消耗品470万円の増額

が含まれております。

6 款農林水産業費、1 項農業費454万6,000円の増。これには新型コロナウイルス感染症対策事業に関わる肉用牛繁殖農家経営支援補助金300万円の増、農業用施設維持工事費、これは地域課題対応事業で総務費地域活力推進費からの組替えであります、200万円の増額が含まれております。

7 款商工費、1 項商工費3,070万1,000円の増。これには新型コロナウイルス感染症対策事業に関わるプレミアム付飲食・タクシー券事業委託料427万円の増、同じく中小企業等経営継続支援給付金2,000万円の増額が含まれております。

8 款土木費234万6,000円の減、1 項土木管理費49万4,000円の減、2 項道路橋梁費30万円の増、3 項河川費270万円の増。これは河川堆積物除去工事費、地域課題対応事業で総務費地域活力推進費からの組替えであります、270万円の増額でございます。5 項住宅費485万2,000円の減。これには職員給料221万6,000円の減額が含まれております。

9 款消防費、1 項消防費6万円の増額でございます。

10 款教育費1,177万7,000円の増、1 項教育総務費247万5,000円の増、2 項小学校費218万6,000円の増、3 項中学校費50万9,000円の増、4 項幼稚園費20万6,000円の増、5 項社会教育費600万1,000円の増。これには文化財調査整備費の重機借上料438万9,000円の増、社会教育施設整備費の電柱移設費209万円の増額が含まれております。6 項保健体育費40万円の増。

歳出合計補正額5,399万6,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

6 番、三枚山光裕でございます。

補正の24ページ裏になりますが、商工費でありますけれども、プレミアム付飲食・タクシー券事業委託料、それから中小企業経営継続支援給付金というのが入っておりますけれども、この間、いろいろ私も一般質問などで求めてきたところがあったのですが、宿泊応援が入らなかったというのはなぜかということ。今、どんな議論がされているのかということ。

それから、今後、今回は4月、5月、6月、3回目の補正というふうになるのでしょうか。次の補正でも考えている部分もあると思うのです。今後、ひとつどういった支援策、今後の補正、今回ではなくて、というのを考えているのか、まず伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

商工費の中のプレミアム商品券等についてのご質問にお答えしたいと思います。

1つ目としまして、宿泊に関する応援等の経済対策事業が入っていないということに対する理由でございますけれども、庁舎内でも議論した結果、このたび財政的なこともございまして、このたびの補正ではこのような形にさせていただいたということでございます。この次の段階の補正予算では、ぜひともこの宿泊応援の分を入れていきたいというふうに思っております。

それで、新たに考えておる、この次に考えておるといふことで、支援策でございますけれども、この次の補正予算では、ぜひともこの宿泊事業者に対する応援を盛り込んでまいりたいと思っております。これは町内の方々が使う部分に関してはそのとおりでございますけれども、町外者も来ていただきたいというふうに思っておりますので、かなりの優遇措置を取った経済対策にしたということ、既に当課のほうでは大体事業化にする段取りというか、予定は組んでおりますので、国の今回の補正予算を見ながら、それらをまた事業として考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

先週から3日続けて、地元日日新聞にも平泉のこういった新型コロナといいますか、観光関係のそれに関わる記事も出ました。それで、観光協会、そして商工会からも要望というか、調査結果、アンケート調査をやった結果が出ていました。それで、観光協会からは、平泉町の基幹産業である観光業が今壊滅的な状況を踏まえて、町当局に対して適切なる支援、援助をお願いする次第だということの、切実だなと、いろいろ事業者の声をまとめたものを記入されてありましたけれども、そういったところを踏まえると、やっぱりこの支援を本当に急いでしなくてはいけないと思うわけです。

そこでですね、やはり、では45億とか、経済効果ということもあるようなのですが、実際今、観光という点での町の経済効果はどのぐらいというふうになっているのかということが1つ。

それから、税収面ではどういった貢献になっているのか。独自財源というのは当町でも多くはないわけですが、それが2つ目。

それから、その財政面というさっき、最初の答弁でありましたけれども、財政調整基金なのですが、10年後、長期の計画、先になりますけれども、大体どのぐらいの残高を見込んで町は計画とかしているのかという、この3つまず2回目お聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

観光業の経済効果ということによろしいですね。

観光業、平泉町の全体的な総生産額を見てきますと、やはり工場等の生産というのは一番多くはなっておりますけれども、観光業もその次に非常に大きなものだろうというふうに考えております。今現在、具体的な数字は持ってございませんですが、観光業の全体としては、ちょっと数

字は申し上げられませんが、2番目に大きかったというふうに記憶をしております。

それで、観光業がこのたび、この4月、5月の中尊寺、毛越寺の拝観休止等を受けまして、非常に表面に見えることより根深い影響があるなど。やはりそこに卸しておる事業者さん、作るところまで影響が及んで、非常にこの観光業というものがやっぱり大きな平泉の中でウエートを占めていたということがこのたび、経済的な打撃を受けたところの方々の相談というものがかなり来ておるところを見ますと、非常に多いなというふうに思っております。

あと2つ目ですが、税金に関しては、様々な面でやはり効果は、観光業というものは効果は上げているのだろうなというふうに思っております。特にも世界遺産になったときには、たばこ税などもかなり多く納められておりますけれども、お客様が来るということはやはり全体的なプラスにはなっていくのだろうというふうに考えております。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

財政調整基金ですけれども、今、手元にはちょっと資料を持っていませんけれども、当時、一時期は10億ということで、ここ数年では最高額の基金の状況ではございました。ただ、ここ数年、大型事業、スマートインターチェンジ整備事業とか、あるいは社会教育施設整備事業というふうなことで、大型事業が続いておまして、今年度、令和2年度の当初予算を成立させるときには、今までにないくらいの3億ほどの基金を取り崩して、何とか予算を歳入歳出合わせたというふうなこともあります。

今後10年後の中には、開発計画に沿って道路の事業でありますとか、あるいは一関広域行政組合の廃棄物処理施設等々、そういった事業等も見ながらいかなければなりませんので、ただ、10年後幾らかと、今ちょっと手元に資料ありませんけれども、前から言っておりますけれども、標準財政規模の15%前後は確保したいということで、そういった計画は維持するようにシミュレーションはしております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

いろいろ明確な数字はちょっとなかった、いずれにせよ、観光でも税の面でも、経済効果でも大きなやっぱり位置だったということです。そうすると、やっぱり今回のこの間の補正でもそれなりにというか、こういった困っているところに、まあ積極的なのでしょうけれども対応してきた、補正も組んできたという点では、やっぱりそれは正しいし。ただ、それが今の業者さんの現状を踏まえると、十分なのかというところが今問われているのだと思うのです。そして、先ほど紹介したこのアンケートの生の業者さんの声を聴くと、やはりさらなる支援を強めなければいけないということ。

それで、いろいろ私も財調のこととか質問もして、全員協議会などでもいろいろ聞いたりもした経過がありました。私、国保なんかで聞くと、あるいはよく税の公平性ということは何度か答弁でいただいたことがありました。それで、公平性って何なのかということも実はあるのだろうなど。

私、何度も一番の大きな宿泊施設伺って、大きいですよ。年間、月で2,000万とか3,000万という規模、宿泊客が多いわけです。その間が、その売上収入が4月、3月あたりでなくなったという、これは大変だなと思った。中小企業とは言えないかもしれないけれども、そういったところに支援というのをやるものなのかなと、私もよく分からなかった。ただ、やはり聞けば、今の観光のあの施設が、宿泊の場所がなくなったら、平泉全体にとって大きなマイナスなのですね。そして困っているということを見ると、そうではないと。花巻は大きなホテルグループにも支援していますよね。あそこは大企業というのだと思う。だからそういったことを考えると、今のコロナ禍の中での支援の在り方というのは、やはりそういった、町にもこれまでも大きく貢献してきたところ、大きな事業者でもある、そこにもしっかりと支援することが大事だと。それは町の今後にとっても大事なのだというところで、やっぱりしっかり支援していく。

そして、財政の問題ですけれども、私はこの補正予算の14款、18款になりますか、18ページです。歳入の面で、今度補正予算には地方創生臨時交付金7,200万ほどが載っております。そして一方で、これは18ページの裏、繰入金のところでは財政調整基金がマイナス補正ということで、これ5月の補正でたしか3,200万ほど財調から入れたということで、そして今度は3,000万ほど戻すということなのだろうと思うのです。

それで、先日言った基金、今度の創生交付金の使い方という点で、基金積立は駄目けれどもと、ただ、Q&Aでは、まず先にコロナ対策にお金を使って、基金などを使って、そして後に戻すのはいいのだよという話もしました。まさにそれやってるわけですよ。とすると、今観光協会なり業者さんが求めている、急いでというのもあります。こういった要望の中に。とすれば、一般質問では訂正の答弁あったと思うのですが、6月、1次の臨時交付金が、多分6月末と私聞いていましたので聞いたのですが、それでああいう答弁だったのでちょっと軌道修正をした経過があったのですが、すると2次補正が決まって、国の規模では倍ぐらいかな、交付金が。だからどのぐらい来るかというのはまだ、近く示されると思うのですが、それがまた待つとなると、結局先々という。そうなるやっぱ、一時的にやっぱ財政調整基金でまず支援をするということが大事で、そのことをぜひとも求めたいと思います。

併せて、さっき将来10%、15%ですか、4億ぐらい、今7億かもしかしたら8億ぐらい財政調整基金あるのだと思うのですが、やはり10年後でも4億とか残すという多分計画になっているのだと思う。それで、これは町が社会教育施設のときに、将来の財政シュミレーションようなのですけれども、大体起債の償還のピークというのが、これは平成のときのですから、令和4年、4億9,300万というので、ここから後、大体下がっていくわけです。一応今の計画では。それから、財調も平成の元年、1988年だと、このときは1億3,900万、平成1年かな、だったと思うのです。そうすると、いずれそういった規模から考えて、基金繰入れ、いずれにせよ、やっぱり、その基

金は大事なわけけれども、今支援を求めているときに、やっぱり今使うということが大事なのだと思うのですよ。極端に言えば、支援が遅れて本当に食べる場所も宿泊する場所もなくなるということでは本末転倒というか、幾らお金が残っていても何のためにならないということで、やはりそこはまず財調を優先的に、国を待っていないでやるということと、できればほかの自治体並みに積極的に、財調も有効的に使ってほしいということですね。ぜひとも町長にもお答えいただければありがたいということで、お願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

以前から、今回特にコロナに関しては、三枚山議員からは財調の取崩しをお話しされますけれども、財調を取り崩すには、結局は今大変だから今崩す、これを全てやるということに尽きるわけではないです。やはり財調はある程度の確保もしながら、今回のコロナにかかわらず、今後どのようなのっぴきならぬことが出てくる、そういう態勢にも備えることも大事であります。

今回のコロナに対しては、特に国からのそうした財源の支援も見極めながら、そしてまずは財調崩して後から入れればいいのかというような今議論もありましたけれども、それがあある意味では担保されないと、それも町としても大変厳しいところにあると思います。それはコロナ対策のみならず、町の財政全般に関わる、特に議会でも健全財政を議会の方々には求められますし、当然そのとおりであります。それを全体的に精査しながら、その取崩し等もさせていただいて、5月会議、そして6月会議をさせていただいているところであります。

第2次補正についても先日通ったようでありますけれども、しかしながら、それをどういう形、というのは第1次補正とは、第1次の対応とは全く今度は内容が別になっておりまして、これも県、国に対してもお話をしているところであります。その取崩しというのが全般的なバランスと、今後の町の方針をきちんと作り出しながら、特に先ほどの宿泊もなのですが、昨日も現状を、副町長も町内を歩いていただいておりますけれども、観光が、新聞でも載っておりますが、今その処置をして動くという、そういう状況には今ないということは全般的に議員もご承知のとおりだというふうに思います。そういった状況等も把握しながら、対応策を、まずは今、町として、また町の観光、商工、今は観光商工の部分についてのお尋ねですので、そういった部分をしっかりと見極めながら、そしてそれを補完している観光協会、商工会とも念入りに打合せをしながら、その対応はしっかりしてまいりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

不足の部分については担当課から答弁させます。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

地域活力推進費500万の減額に関わってでございますが、地域課題事業分としてそれぞれ500万

振替えになっているわけですが、この3つの地域課題事業の内訳についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

最初に、農地費、24ページにあります農林水産業費の一番下の欄の農地費に、工事請負費として200万ほどございます。こちらの予算に対する見積りとしたしましては、2か所ございまして、1か所は宿地内の水路でございますし、あともう1か所は境田地内の水路ということで、2か所の予定ということで予算を見積もっております。

あと、25ページの裏の土木費の道路維持費の工事請負費に30万ということで、こちらは大沢地内の道路側溝の工事ということで30万ほど見ております。

あと同じページの8款土木費の河川維持費の工事請負費の270万ということで、こちらは平石沢の川の土砂しゅんせつで見積もっておるということでございます。

予算としては3つに分かれておって、箇所数としては今4か所を計画しての予算ということでございます。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

5月の区長会におきまして、今年度のこの地域課題要望を取りまとめております。その中で各行政区、21行政区からそれぞれ要望がありましたところ、その内容を当課と建設水道課で現地を確認しまして、緊急性の高いところ、そして行政区の中の優先度の高いところということで、今回は当初500万の予算の中で可能なところということで、今説明いたしました4か所についてを予算措置しているということで、あと今後につきましては、まだ残されたところがありますけれども、あとは状況を見ながら、9月補正等で増額して対応していきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

分かりました。

それでお伺いするのですが、河川維持費の関係で、今のお話ですと、平石沢の土砂しゅんせつということなのですかね。

議会として町内で行政区を回って懇談会をしてきたわけですね。その中で、出席した住民から、いわゆる河川堆積物の除去などについても様々な意見が出されてきました。議会として現地を実際に調査をして、やっぱりこれは洪水の危険性があるねと、付近に住宅地などがあるというようなことで、同僚議員が過去に取り上げて質問したこともあったかに記憶をしていますが、例えば矢の尻川、矢の尻川の堆積物によって、あの近辺の住宅地に水が入り込んでくると、このよう



な事情があったわけですね。

1つは、矢の尻川について、既に施工されたのかどうか、あの堆積物除去を。といいますのは、これから、岩手県もいよいよ梅雨入りをしましたね。梅雨時期になってくる、そして近年の異常気象の中でのゲリラ豪雨なんていう言葉が蔓延をしてくれている状況の中で、ああいうやっぱり小河川であってもすぐに氾濫をする、ましてや堆積物があることによって近隣の住宅地に流れ込むというようなことが想定をされるわけですから、先ほど総務課長から、5月の区長会で新たに地域課題も把握をしていると、緊急度合いなどを見て対応したいというお話でございましたけれども、この矢の尻川の件についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

矢の尻川の件につきましては、昨年度からいろいろお話を承っているところでございます。以前にあそこ越水したときが、木の枝か何かが水路を塞いでしまって、そこにいろんなものが引っかかって越水をしてしまったという経過がある水路の場所の近辺ということでございました。

それで、いずれしゅんせつをするという予定ではおるのですけれども、起債の事業で、河川しゅんせつについて計画をつくって借りられる起債というものがございますので、それで町内の数か所を今計画を策定しようとしているところでございまして、その中に一応盛り込んで実施しようかということで今考えているところです。

今回の平石沢につきましては、現場の状況を見たところ、ちょっと緊急性を要するというところで、こちらはそれを待たずにちょっと先に手をつけさせていただくような形ということで、今回の補正のほうに盛り込ませていただいたということでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

総務費になりますか、今回、同僚議員もおっしゃいますように、水害、これからそういう時期になってまいりますと、避難所というところで、まだ7月あたりは完全に密というところを解消まではいっていないという状況になったときに、そういう避難した場合の密にならない対策ということで、そういう場所を確保するとか、そういった対策のお考えはないか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

避難所につきましては、まず平泉小学校の体育館ということで考えておりますけれども、施設が限られておりますので、新たなところというところは町内にはなかなかございませんので、そ

の限られた施設の中で、ソーシャルディスタンスと言われるような2メートルとか、そういった間隔を取るとか、あるいは消毒とかマスク、そういったことをしながら対応するしかないのかなというふうに思っています。

今回、需用費のほうでフェースシールドマスクとか、あとは消毒液、そういったものも購入しますけれども、いずれやっぱりそういった避難所においてはスペースが限られていますので、そういった対応をしていくことを徹底していくということになるかというふうに思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今、かなり解除の方向にはいっていると思うのですが、そういった場合に、感染者が出た場合の隔離という形で、今、町が保有している例えば元志羅山旅館の建物とか、そういうところを管理をして、そういう施設を充てるといような、そういう準備もある程度念頭に置く必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

仮に感染者が出た場合につきましては、一関保健所の指導を得て、早急にというか、そういった施設ですね、そちらのほうにそういった患者につきましては行くことになりまして、あとその施設、感染者が出た施設については消毒を速やかに行うというふうなことで、町内の中にまず隔離するというふうなところについては今のところは、まずはそういった事態に対しては病院のほうに行って診療を受けるというふうなことになるかと思いますので、そういった施設については今のところは考えてございません。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

25ページ、商工費の19節ですけれども、藤原まつり、大文字祭り等の補助金の320万が減額になっているわけですが、平泉、このまま観光しないというわけにはいかないわけで、秋等に一応計画していく必要があると思うのですが、ある程度の予算化とともに、今は商店や中小企業への補助金等で済んでいるわけですが、町内や県内の人たちが動くような場というか、そういうイベント等を計画する必要があると思うのです。そういう部分では何か考えてはいるのでしょうか。それとも考える場をつくらうとしているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

この藤原まつり、大文字祭り等の補助金につきましては、観光協会に出しておる補助金でございました。観光協会では、3月段階で既に藤原まつりの中止を決定しておりましたので、4月に補助金を交付する段階で既に藤原まつり分を減額させていただいて補助金を交付しております。ですので、このたび320万円をこの6月会議で減額させていただいたということでございます。

それで、それ以外の祭りについても中止予定になる可能性はあるわけですが、先ほど議員がおっしゃっていたとおり、どこかでやはり反転して元気づけていくということは必要になるろうかと思っております。

それで、昨日も観光協会と協会長とも打ち合わせてまいりましたが、8月16日の大文字送り火を開催したいということで、ランナー等は走らないということで、若干規模は縮小しますが、そこから様々な事業を再開していきたいというふうに考えております。それで、当課でも所管しておる世界遺産祭等ございますが、これらについても延期しておりましたけれども、近いうちに日程を公表するような形で、ぜひとも9月からは様々なものを復帰して、来年の10周年に向けて盛り上げていけるような形にしてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

本当にコロナの影響あるので、その状況を見ながらだと思えますけれども、かなり大変な状況だと思うので、今これから計画するイベント、ちょっと長期にわたってやるなり、新たなものをまた、住民が参加できるようなものを計画していただければと思います。どうぞ大変ですがよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第10、議案第37号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第37号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書33ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

歳入、4款県支出金、1項県補助金10万8,000円の増。これは特別調整交付金市町村分の増額によるものでございます。

歳入合計補正額10万8,000円の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費1,000円の減。一般管理費の減額によるものでございます。

2款保険給付費、6項傷病手当金10万9,000円の増。傷病手当金の増額によるものでございます。

歳出合計補正額10万8,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

質疑ございませんか。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

7番、真竈光幸です。

今回の補正予算10万8,000円の傷病手当金10万9,000円の件で確認をしたいのですが、これは今回の新型コロナウイルス感染症の対象者がいるということですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

これはコロナウイルスに感染した方が病院等に入院して休業したときに、その休んだ3日後以降についてその分の賃金を補償するものでございますので、これはいた場合、平泉町で発症した方がいた場合についての傷病金を支払う手当分でございます。

議 長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

---

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

---

議長(高橋拓生君)

再開します。

---

議長(高橋拓生君)

日程第11、同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、議案書その2の1ページをお開きください。

同意第3号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、石川文士良。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、農業委員会の委員が令和2年7月19日をもって任期満了となることから、新たに同氏を含め7名の方を選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長(高橋拓生君)

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

それでは、これから同意第3号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

---

議長(高橋拓生君)

再開します。

---

議長(高橋拓生君)

日程第12、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

議案書その2の2ページをお開きください。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉賢一。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長(高橋拓生君)

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

それでは、これから同意第4号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

---

議 長（高橋拓生君）

再開します。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第13、同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の3ページをお開きください。

同意第5号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉力男。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

それでは、これから同意第5号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第14、同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の4ページをお開きください。

同意第6号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、鈴木正昭。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

それでは、これから同意第6号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第15、同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の5ページをお開きください。

同意第7号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉三智枝。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。



どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決いたします。

それでは、これから同意第7号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第16、同意第8号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の6ページをお開きください。

同意第8号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、青木慶。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

それでは、これから同意第8号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第17、同意第9号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議案書その2の7ページをお開きください。

同意第9号の提案理由を申し上げます。

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、青木長男。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決します。

それでは、これから同意第9号を採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第18、発議第5号、安易な種苗法改正の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

発議第5号。

令和2年6月17日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、三枚山光裕。

賛成者、平泉町議会議員、高橋伸二、同じく阿部圭二、同じく猪岡須夫。

安易な種苗法改正の撤回を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

ページをめくってください。

安易な種苗法改正の撤回を求める意見書（案）。

現在の種苗法は、農作物の新しい品種を開発した人や企業に「育成者権」を認め、著作権と同じく権利を保護しています。また、農業者が収穫物の一部を種苗として使う自家増殖については「育成者権が及ばない範囲」（21条）で「原則自由」としてきました。

第201国会に提出された「種苗法の一部を改正する法律案」は、この条項を削除し、自家増殖を一律禁止にするというものです。禁止対象になる「登録品種」を農家が栽培する場合、種や苗を全て購入するか、一定の許諾料を払って自家増殖するかを強いられることになり、負担増になることは避けられません。

人類は種の選抜や改良などを繰り返し、食料生産を発展させてきました。その営みを担ってきたのが農業者です。公的機関や企業による育種が広がっているもとでも、地域の土壌や気候にあった多様な品種の定着にとって農業者の現場の取り組みは欠かせません。

自家増殖の禁止は、農業者を種苗の単なる利用者、消費者としか見ず、こうした長年の農業者の大事な営みを否定するものです。

これまで自由に行うことができた登録品種の自家増殖が許諾性になれば、当然新たな課金が発生することになり、許諾手続も煩雑になります。また、作付のたびに新たに種子を購入しなければならず、これまでも高齢化や零細経営に苦しめられてきた個人農家は離農するしかなくなります。これにより、耕作放棄地の増加とともに農業競争力強化支援法が推進する農業への民間参入がより一層進み、地元農業に支えられた地域活性化とは真逆の道を進むことになります。

食は人間の生活の根幹であり、また共有の権利でもあります。育成者権のみを優遇し、農業者の権利と消費者の選ぶ権利、誰もが持つ生きる権利を制限することがあってはなりません。

法の目的が優良品種の「海外流出防止」であるならば、現行法での刑事告訴や、海外での育種登録・商標登録をすれば済むことであると、多くの識者が指摘しているところです。

よって、国においては、地域農業活性化という基本に立ち返り、安易な種苗法改正を強行することのないよう、改正案の撤回を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年6月17日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

安易な種苗法の改正撤回を求める意見書に賛成の立場から討論させていただきます。

種苗法は品種の育成の振興と種苗の流通の適正化で農業の発展を目指す目的で制定された法律であります。今回の改正案では、国内で開発された品種の海外流出防止を目的とし、農民が登録品種から種や苗を作ることがこれまでの原則自由であったものから原則禁止にしようとするものであり、その対象品種は387種もございます。その中にはイチゴやニンジン、ホウレンソウ、さらにはリンゴなどの果樹も対象に含まれています。

今日まで農民は、作物の栽培を通し、よりおいしく多収で栽培しやすい品種にするために手を加え、改良を重ね、新しい品種を地域に紹介し、広めてきました。その取組が日本の食の安全と持続可能な農業を守り育てることに貢献してきたと言えます。

種苗法改正の問題点は、第1に、農民が購入した種や苗から栽培して得たその作物、その種や苗を次期作に使う自家増殖が原則禁止されることです。さらに、農民の種子への権利を定めた国際条約では、農業者が過去、現在及び将来において行う貢献が農業者の権利基礎であると、このように農業者の権利を明確にし、農民の自家増殖の権利を明記をしています。このことから、2つ目の問題は、農民の種子への権利が制限されることであり、農業、農作物の多様性と持続可能な農業への道を阻害することにつながることです。農民の収穫物の一部を自分の経営の範囲内で次の栽培で活用している農業者の権利、農民が自分で行う種や苗の自家増殖を守らなければなりません。

今回の種苗法の改正では、これまで国の機関や都道府県が育成してきた種や苗の育成を今後は民間事業者に移行させることを前提としています。長期的には、世界の種子市場を独占する遺伝子組換え企業が日本の種子市場を支配していくことも懸念をされます。そのことは、日本の食の安全、食料主権が脅かされることであり、農業者だけではなく消費者にとっても大きな問題であります。

今求められているのは、地域の多様な農業を守り育成していくこと、地域の気象風土に育まれた食文化を発展させ、学校給食などを含めて生産者と消費者が連携して安全でおいしい食べ物を協働して守っていくことではないでしょうか。

農家には安くて優良な種子が、そして消費者には安全でおいしい米などが安定的に供給され続けなければなりません。安全な食料と持続可能な農業の権利を守り、誰でも自由に栽培できる種子を入手することができるためにも、安易な種苗法改正は中止することを強く求めるものであります。

以上、安易な種苗法改正の撤回を求める意見書への賛同を求めて討論いたします。

議長（高橋拓生君）

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

これで討論を終わります。

これから発議第5号の採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(高橋拓生君)

起立多数です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第19、発議第6号、「医療崩壊」を防ぐために必要な対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案についての提出者の説明を求めます。

6番、三枚山光裕議員。

6番(三枚山光裕君)

発議第6号。

令和2年6月17日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、三枚山光裕。

賛成者、平泉町議会議員、高橋伸二。同じく阿部圭二。

「医療崩壊」を防ぐために必要な対策を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

ページをめくってください。

「医療崩壊」を防ぐために必要な対策を求める意見書(案)。

新型コロナウイルスがパンデミックとなり、全世界で776万人以上が感染し、亡くなった方は42万人を超えています。日本では1万7,000人以上が感染し、900人以上が亡くなりました。

感染者が多かったヨーロッパ、アメリカなどでは医療崩壊が起き、日本でも病院に入院できず亡くなった方や、救急車でたらいまわしにされ重症化し亡くなった方など、医療崩壊と言える状況がありました。

新型コロナウイルス禍の中で、日本の医療制度がいかに効率優先に少人数で行われ、脆弱なものだったのか国民の目にも明らかとなりました。

政府はこの間、医師数は偏在しているだけで足りているとの認識で、医師の養成数を減らす方針にかじを切りました。しかし、医師が集中しているとされた首都東京で医療崩壊といえる状況が起きてしまいました。また、OECD(経済協力開発機構)の各国と比較しても、医師・看護師数が極めて少なく、新型コロナウイルスへの対応は、個々人の努力によって持ちこたえていま

す。

地域住民のいのちと健康を守る立場から、未知のウイルス、災害支援など不測の事態に備えるうえでも、医療体制の強化と医師・看護師の大幅な増員が必要です。

よって、国においては、次の事項について取り組むよう求めます。

記。

1、公立・公的病院等の再編統合計画を中止し、地域の意見を十分に踏まえた感染症病床を含む病床の確保とそのために必要な措置をとること。

2、感染症の拡大や災害支援など不測の事態においても十分な対応が可能となるように、医師・看護師の需給計画を見直し、医師・看護師・介護職員の大幅な増員を行うこと。

3、医療・介護崩壊を防ぎ、医療・介護従事者の生活を守るために、緊急の財政措置をとるとともに、抜本的な診療報酬・介護報酬の引き上げをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年6月17日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上、ご審議をお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

「医療崩壊」を防ぐために必要な対策を求める意見書に賛成の立場で討論します。

意見書は、新型コロナウイルス感染症により、日本でも医師が集中している東京で医療崩壊と言える状況が起きたことを踏まえ、OECDの各国との比較でも、医師、看護師数が極めて少ない中で、医師や看護師個人の努力によって持ちこたえている現状を変えることが必要だとしています。

公立・公的病院等の再編統合計画では、その対象とされている全国440病院の中には、両磐医療圏域の藤沢病院が名指しされています。国の計画どおりに進められるならば、磐井病院など他の県立病院に一層の負担がかかることは明らかであり、このことは地域医療の後退となり、私た

ち平泉町民に直接影響する問題です。

両磐医療圏域での新型コロナの受入病床は、県立千厩病院に4床あるだけです。もし感染者があれば、磐井病院などから医師や看護師が千厩病院に配置されることになると思います。今日、新型コロナの影響で県外からの応援医師が来ていない状況も既にありますが、感染症への対応も通常の医療もままならないことは明らかです。

医師、看護師、そして介護職員の増員は急務です。4月に岩手医療連が実施したアンケートの結果では、多くの医療従事者は今後予想される感染拡大に対応できないと思います。そして、ひとたび感染症が発生したら医療崩壊につながるものが強く危惧されます。

今、全国の病院は新型コロナから患者と地域を守るために文字どおり命がけで頑張っています。しかし、そのことで多くの病院経営は大変な事態になっています。緊急の財政措置が求められていることは誰の目にも明らかだと思います。

以上の立場から、意見書に賛成いたします。議員各位の賛同を求めて討論いたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから発議第6号の採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第20、発議第7号、総務教民常任委員会所管にかかる調査について議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

総務教民常任委員長、氷室裕史議員。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

発議第7号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、平泉町議会議員、真竈光幸。同じく佐藤孝悟。同じく阿部圭二。同じく猪岡須夫。同じく稲葉正。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。  
次ページをお開きください。

総務教民常任委員会所管にかかる調査について。

1、高齢者支援対策について。

上記について、総務教民常任委員会が調査を行う。

提案理由、議会審議に役立てるため。

以上、よろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第21、発議第8号、産業建設常任委員会所管にかかる調査について議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

産業建設常任委員長、升沢博子議員。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

発議第8号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。

賛成者、平泉町議会議員、三枚山光裕。同じく千葉勝男。同じく高橋伸二。同じく大友仁子。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。



次のページをめくってください。

別紙。

産業建設常任委員会所管にかかる調査について。

- 1、社会基盤整備について。
- 2、農業振興策について。
- 3、観光・産業振興策について。

上記について、産業建設常任委員会が調査を行う。

提案理由、議会審議に役立てるため。

以上であります。お願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

お諮りします。

氷室裕史議員ほか5人から、発議第9号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

発議第9号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

追加日程第1、発議第9号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について議題といたします。

本案について提出の説明を求めます。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

発議第9号。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、平泉町議会議員、氷室裕史。

賛成者、平泉町議会議員、真竈光幸。同じく佐藤孝悟。同じく阿部圭二。同じく猪岡須夫。同じく稲葉正。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

次ページをお開きください。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、国の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記。

1、教育環境の充実をはかるため、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年6月17日、岩手県平泉町議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上、よろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提出者の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

以上で、本定例会6月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、令和2年平泉町議会定例会6月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時46分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長      高 橋 拓 生

署名議員              阿 部 圭 二

同                      三 枚 山 光 裕